

○和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会設置要綱

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
(委員会の委員) 第6条 委員会の委員は次に掲げる者とし、市長が委嘱する。 (1)～(2)略 (3) <u>大阪府都市整備部交通戦略室長又はその指名する職員</u> (4)～(12)略 別表(第7条関係)		(委員会の委員) 第6条 委員会の委員は次に掲げる者とし、市長が委嘱する。 (1)～(2)略 (3) <u>大阪府都市整備部交通道路室長又はその指名する職員</u> (4)～(12)略 別表(第7条関係)	
略	略	略	略
招集対象：下記の委員 ・ <u>大阪府都市整備部交通戦略室長又はその指名する職員</u>	略	招集対象：下記の委員 ・ <u>大阪府都市整備部交通道路室長又はその指名する職員</u>	略

○和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会分科会設置要領

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
NO.	区分	構成員	NO.	区分	構成員
略	略	略	略	略	略
6	行政	略	6	行政	略
7		<u>大阪府都市整備部 交通戦略室の代表</u>	7		<u>大阪府都市整備部 交通道路室 都市交通課 職員</u>